

江戸川区住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンディショナー(以下「エアコン」という。)を設置していない又は現に設置しているエアコンが故障等により使用できない住民税非課税世帯等に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用(以下「購入費等」という。)を江戸川区(以下「区」という。)が交付することにより、熱中症による健康被害の予防を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による助成金の交付については、江戸川区補助金等交付規則(昭和42年3月江戸川区規則第3号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象世帯)

第3条 この助成金の対象となる世帯(以下「助成対象世帯」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯を含む。)及びこの要綱に基づく助成金の交付を過去に受けたことのある世帯を除く。

- (1) 申請時及びエアコン設置時において区に住民登録(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳への記載をいう。以下同じ。)がある世帯
- (2) 次条第1項第1号に規定するエアコンの購入時に、居住する住宅において、エアコンが未設置又は故障により未設置と同様の状態である世帯
- (3) 次のいずれかに該当する世帯

ア 申請日の属する年度又はその前年度のいずれか若しくは双方において、同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の均等割が課されていない者又は市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより市町村民税の均等割を免除されたものである世帯

イ 申請日の属する年度又はその前年度のいずれか若しくは双方において、地方税法の規定に基づき市町村民税の均等割は課されているが、所得割は課されていない世帯

ウ 申請日の属する年度又はその前年度のいずれか若しくは双方において、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第1項に規定する児童及び同法第4条に規定する児童扶養手当の支給要件を満たす者を含む世帯

2 前項本文の規定にかかわらず、江戸川区長(以下「区長」という。)がやむを得ない事由があると認める場合は、区に住民登録がない世帯で、かつ、前号第2号及び第

3号に該当する世帯を助成対象世帯とする。

(助成対象機器)

第4条 助成の対象となるエアコンは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 各年度の4月1日から10月31日までに、江戸川区内の店舗において購入された、壁又は窓枠に固定して設置するエアコンであること。ただし、区長が住宅の構造等を理由に壁又は窓枠に固定して設置することが困難であると認める場合は、この限りでない。
- (2) 助成対象世帯が区内に居住する住宅に設置するものであること。この場合において、当該住宅が賃貸住宅であるときは、設置について当該賃貸住宅の所有者、管理者等の同意を得ているものであること。
- (3) 事業の用に供するものでないこと。

2 前項の場合において、助成の対象となるエアコンには、中古品又は東京ゼロエミポイント事業（家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱（平成31年3月7日付け30環地地第479号決定）に基づく事業をいう。以下同じ。）の対象となるエアコンを含むものとする。

3 助成の対象となるエアコンの台数は、1世帯当たり1台とする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、エアコン本体の購入費、配送費、設置工事費、撤去費及びリサイクル費とする。ただし、延長保証料、電池等消耗品及びエアコンの購入に係る店舗以外の者がエアコンの設置工事を行った場合の当該設置工事に要した費用を除く。

2 前項の場合において、東京ゼロエミポイント事業の対象となるエアコンの場合は、東京ゼロエミポイント事業による値引き後のエアコンの購入費等を助成対象経費とする。

(助成金の交付額)

第6条 この要綱における助成金の上限は、1世帯につき100,000円を上限とする。

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江戸川区住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、区において、市町村民税の課税若しくは非課税の状況又は児童扶養手当の受給状況を確認できる場合は、第2号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) エアコンの購入費等が分かる見積書等
- (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 第3条第1項第3号ア又はイに該当する場合 市町村民税の賦課期日の住民登録地で発行した住民税課税証明書（発行後3か月以内のものに限る。）等の世

帯全員の市町村民税の課税又は非課税の状況が確認できる書類

イ 第3条第1項第3号ウに該当する場合 児童扶養手当の受給を証明できる書類

(3) 本人確認書類の写し

2 前項の規定による助成金の申請期間は、各年度の4月1日から10月31日までとする。

(助成金の交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金交付の可否を江戸川区住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、江戸川区住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金請求書兼口座振替依頼書（第3号様式。以下「請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) エアコンの購入年月日、購入費、型番又は購入製品名並びに購入店舗名及びその所在地（手書きの領収書の場合は店印等）が分かる領収書の写し

(2) 当該エアコンを交付決定者の居住する住宅に設置したことが確認できる書類

(3) 助成金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し

(4) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、助成金の請求及び受領について、エアコンの購入に係る事業者委任することができる。

3 前項の委任を受けた事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、江戸川区住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金代理受領請求書兼口座振替依頼書（第4号様式）に、交付決定者からの委任状（第5号様式）を添えて区長に提出しなければならない。

(請求書の受付期間)

第10条 前条の規定による請求書の提出は、各年度の11月30日までにしなければならない。ただし、やむを得ない事由があると区長が認めた場合は、この限りでない。

(助成金の額の確定通知及び交付)

第11条 区長は、第9条の規定による助成金の請求があった場合は、江戸川区住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金確定通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するとともに、助成金を速やかに当該請求者に交付するものとする。

(助成金交付の取消し)

第12条 区長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 本人又は本人と同一の世帯に属する者が江戸川区暴力団排除条例（平成 24 年 7 月江戸川区条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者と判明したとき。
- (3) 交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (4) その他交付できない事情が生じ、又はこの要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、江戸川区住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付決定取消通知書（第 7 号様式）により、理由を付して交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 13 条 区長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金の交付がされているときは、江戸川区住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金返還命令書（第 8 号様式）により、期限を定めて、当該交付決定者に返還を命ずることができる。

（状況調査）

第 14 条 区長は、必要に応じてこの要綱に基づく助成金の交付を受けて購入したエアコン（以下「助成機器」という。）の設置状況に係る調査を行うことができる。

（機器の管理等）

第 15 条 交付決定者は、最善の注意をもって助成機器を使用し、及び維持管理しなければならない。

2 交付決定者は、この事業の目的に反して助成機器を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付則 （省略）

様式 （別紙のとおり改める。）

付 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 22 日から施行する。